

平成28年度第2回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

- 1 日時：平成28年11月1日（火）13：30～15：00
- 2 場所：全建総連岐阜建設労働組合県本部 5階 大会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子
	(公社)岐阜県栄養士会	副会長	長屋 紀美江
	岐阜県議会	厚生環境委員長	篠田 徹
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	会員	上林 美也子
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	田中 露美
	消費者代表（公募）	-	高木 まどか
	消費者代表（公募）	-	柴山 拓治
	消費者代表（公募）	-	道上 弥生
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	梶田 泰久
	岐阜県女性農業経営アドバイザー ーいきいきネットワーク	理事	戸崎 由美子
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	浅野 高道
流通業者	(公社)岐阜県学校給食会	理事長	岩本 修治
	岐阜県卸売市場連合会	会長	大野 悟朗
	(株)バローホールディングス	品質管理室室長	国富 直人

4 議題

「第3期岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直し」について

## 5 議事要旨

### <細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

県庁生活衛生課の細川と申します。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたのでただいまから、平成28年度第2回食品安全対策協議会を開催いたします。

なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご案内させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。はじめに、岐阜県健康福祉部次長の土井よりご挨拶申し上げます。

### <土井健康福祉部次長>

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題は岐阜県食品安全行動基本計画第3期の中間見直しということがあります。この計画につきましては岐阜県食品安全基本条例に基づく計画でございます。

この条例につきましては平成15年12月に岐阜県議会議員の提案により全国に先駆けて制定されたものであります。この食品安全行動基本計画に基づきまして関係部局が連携して県全体で食の安全・安心の確保に努めているところでございます。

この計画は5か年計画でございまして、現在は平成26年度からの第3期計画ということでございます。今年度28年度は中間年ということで見直しにあたっては例えば今年の1月に発生しました食品廃棄物の不正転売事案といった新たな課題に取り組んでいくということを計画に取り入れていくということを考えております。本協議会では、皆様方には見直しにあたりましての自由闊達なご意見をいただきたいと思っております。本日はよろしくお願い申し上げます。

### <細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

では早速議題に入りたいと思います。

以後の進行につきましては梶川会長にお願いいたします。

### <梶川会長>

それでは議題に入ります。次長のご挨拶にもありましたように、今回の議題は第3期計画の中間年であるということから、お手元の資料をもとに計画の見直しについて事務局からご説明いただきます。その後委員の皆様からご意見を

いただきたいと考えております。中間年の見直し計画の概要につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

それでは事務局より、岐阜県食品安全行動基本計画の中間見直しについてご説明させていただきます。

前回の当協議会においても、県の食品安全基本条例に基づいて県が策定している「岐阜県食品安全行動基本計画」について若干のご説明を申し上げたところですが、今回、中間見直しの説明に入る前に、改めてこの計画の概要について簡単にご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

「岐阜県食品安全行動基本計画」は、平成15年に制定された岐阜県食品安全基本条例第20条に基づき、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向や指針、具体的な行動目標を定めているものです。

今年度は平成26年度から30年度までを計画期間とした第3期計画の中間年度にあたります。

この計画では、施策の方向として、「1 食品等の安全性の確保」、「2 食品に対する安心感の向上」、「3 将来にわたる安全な食生活の確保」の3つを掲げ、具体的な施策として合計22の施策を定めています。

この22の施策のうち、県として特に力を入れて取り組む6つの施策を、「重点施策」として位置付けています。

具体的には、「1 コンプライアンスの推進」、「2 食中毒防止対策の推進」、「3 アレルギー物質対策」、「4 食品表示対策」、「5 双方向のリスクコミュニケーション」、「6 食品の安全を守る人材の確保・育成」を重点施策としています。

これらの施策について、それぞれの施策ごとに、目指す方向や主な事業、数値目標などが定められています。

それでは、お手元の資料2をご覧ください。

今回の中間見直しは、今年度が本計画の中間年度にあたることと、計画策定時からの食品安全に係る情勢の変化に対応するために、実施するものです。これまでに、関係各課からの意見を取りまとめ、計画の中間見直し原案を作成しております。

資料2の1ページから2ページは、原案の概要をお示ししています。

まず、一つ目の、そして最も大きな見直し事項として、昨年度の食品廃棄物の不正転売事案を受けて、新たな重点施策として、「食品廃棄物対策」を追加したいと考えています。

食品廃棄物が再び食品として販売されることのないよう、食品事業者に対して、食品を廃棄する場合は排出者責任として適切な処理をするよう周知するとともに、監視指導等の対策を実施していくことが必要です。

そこで、現在の6つの重点施策に加え、「食品廃棄物対策」を7番目となる重点施策として新たに追加し、重点的に再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。

重点施策としての追加イメージとしては、先ほどの資料1を再度ご覧ください。

施策の方向性1の、具体的な施策のうち、3の「監視指導・検査の推進」の(12)「輸入食品対策」の後に(13)「食品廃棄物対策」として新たに項目を追加し、重点施策として位置付けます。

ここで関連事項として、現在の食品廃棄物対策の現状について若干ご説明をさせていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。

資料3の2に、今回の事案を受けた課題と、それに対する県の取組の状況をまとめております。

保健所の食品衛生監視員は、食品衛生法に基づいて食品の衛生管理について製造施設の立入調査を行っていますが、これまで廃棄物処理については所管外であったことから、食品衛生監視指導で営業施設の立入をしても、廃棄物の処理状況を確認することは行っていませんでした。

この課題に対応するため、今年度、非常勤専門職の食品衛生監視員を12名増員し、食品衛生監視員47名に廃棄物処理法に基づく立入監視権限を付与し、食品の製造から廃棄までの一貫した監視指導を可能といたしました。

現在、食品製造施設の立入監視時に、従来の食品衛生監視に加え、食品廃棄物の処理についても確認するなど、監視指導を強化しています。食品営業施設を施設の規模や取り扱う食品の種類や特性に応じて1から3までにレベル分けし、効率的な立入検査を実施しています。

そのほか、弁当・仕出し屋に対する監視指導の強化、また今回の事案が休業施設を隠れ蓑として行われた不正事案であったことから、休業状態の製造施設の把握と立入検査による現状確認を行っています。

また「すべての営業許可施設に受講が義務付けられている食品衛生責任者講習会などを活用し、食品事業者に対して、食品廃棄物の適正処理について周知徹底を図っています。

現在実施しているこれらの取組みを整理し、今回計画に追加する「食品廃棄物対策」の主な事業として盛り込むこととしました。

実際の追加内容については、お手元の資料2の10ページをご覧ください。

これは現行の計画と中間見直し後の新旧対照表でございますが、10ページ左側中ほどに(13)として、食品廃棄物対策が入っています。10ページから13ページにかけて、現状と課題、目指す方向、主な事業、指標、コラボレーションの方向、岐阜県から食品関連事業者の皆様へのメッセージの順で記載しており、これはほかの施策と同じ構成となっています。

11ページの主な事業のところをご覧くださいと、先ほどご説明した取組みが「食品衛生指導計画に基づく食品関連施設の監視指導」、「弁当屋等の監視指導」、「休業施設の監視」、「食品衛生責任者講習会における周知徹底」として整理されて盛り込まれています。

具体的な事業の内容は、「食品衛生指導計画に基づく食品関連施設の監視指導」として、食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入監査権限を付与し、食品関連施設の立入監査時に、食品廃棄物の適正な処理について確認するなどの監視指導を行います。また、法律で定められた事項ではないのですが、廃棄物処理を委託する際に、マニフェストという書類に製造番号を記載するなど、事業者に対し助言指導、要請をすることにより食品事業者自身による不正転売防止対策を促進します。

また、県内の食品廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者に、必要に応じて立入し、廃棄物処理の流れ、処理状況、施設内に未処理の食品廃棄物が過剰に保管されていないかなどの監視指導を行います。

「弁当屋等の監視指導」として、期限切れ食品が大量に保管されているようなことがないかなど、食品の保管状況や仕入れ状況などを確認し、食品の適正管理について監視指導を行います。

「休業施設の監視」として、公益社団法人岐阜県食品衛生協会の食品衛生指導員等と連携して、食品関連事業者の営業状態等の情報収集に努め、休業施設の状況について定期的な確認を行います。

続いて、12ページにまいります。

「食品衛生責任者講習会における周知徹底」として、食品衛生責任者講習会を活用し、関連事業者に食品廃棄物の適正な処理について周知するとともに、事業者としての責任の周知徹底を図ります。

主な事業をこのように整理し、12ページにあるように、それぞれに監視指導の回数や講習会の実施回数などの数値目標を定めることとしております。

それでは、お手元の資料2の1ページにお戻りください。

次に、2の「項目内の見直し」事項についてご説明いたします。

(1)は既存の施策の中に、主な事業を追加するものです。

施策の方向性1「食品等の安全性の確保」の中の施策のうち、「食品関連施設の監視指導」の中に、主な事業として、「岐阜県HACCP導入施設認定制度

の推進」の追加を予定しています。

この制度は、現行計画の策定後、平成27年度に創設された制度であるため、今回の見直しで新たに盛り込むものです。

この制度の詳しい説明については、お手元の資料4をご覧ください。

岐阜県HACCP導入施設認定制度は、食品営業施設の衛生管理の一層の向上を促進するために、平成27年7月に創設しました。ハサップとは、Hazard Analysis and Critical Control Pointのそれぞれの頭文字をとった略称で、危害分析重要管理点と訳されており、食品の衛生管理の手法の一つです。資料中の囲み部分に、どのような管理方法なのかを記載しておりますが、原材料の受け入れから製品出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、金属の混入などの危害要因を分析する。次に危害の防止につながる、特に重要な工程の管理基準を設定し、継続的に監視・記録をする。最後に、その基準を十分に満たしているかを検証し、必要に応じて改善を行うという高度な衛生管理手法で、食品事故発生等のリスクを低減させることができます。

岐阜県HACCP導入施設認定制度は、岐阜県が定める基準を満たす衛生管理を実施している施設を認定し、食品業者がHACCPに基づき衛生管理をしていることを積極的に評価する制度です。

資料4の裏面をご覧ください。現在のところ、ご覧の9施設が認定施設となっています。今後も多くの施設が認定を取得できるよう支援してまいります。

計画への具体的な追加内容については、お手元の資料2の5ページをご覧ください。

5ページの表の左側中ほどに、「食品関連施設の監視指導」の主な事業として、「岐阜県版HACCP導入施設認定制度の推進」を、ご覧のような形で追加しております。

それでは、資料2の1ページにお戻りください。

次に、数値目標の見直し等ですが、3点の変更事項があります。

一つ目は、施策の方向性1の、具体的な施策3「監視指導・検査の推進」のうち、「項目(8)動物用医薬品対策」の数値目標「薬剤耐性菌調査検体数」の目標値(平成29、30年度)を(96、120)から(82、92)に修正します。

動物用医薬品として抗生物質を使いすぎると、薬剤耐性菌と呼ばれる抗生物質が効かない細菌が現れることがあり、この調査はそうした菌の状況を把握するために行っているものです。これまで、「健康な家畜糞便」を対象に実施してきましたが、病気の家畜から採取した「病性鑑定材料」を対象を変更することになったことに伴い数値目標の見直しをするものです。

続いて資料2の2ページをご覧ください。

二つ目は、「項目（11）食品表示対策」に記載のある「特定保健用食品製造施設の立入検査実施回数」を「機能性表示食品の外形検査実施回数」に切り替えを行うものです。

理由としましては、過去、国からの通知により特定保健用食品製造施設の立入を実施してきましたが、昨年度、食品表示法の施行に伴い、機能性表示食品制度が新たに創設されたことから、新制度に対応したメリハリをつけた監視を行うため、監視対象を切り替えたことによるものです。

三つ目は、施策の方向性「3 将来にわたる安全な食生活の確保」の2「地産地消の推進」の数値目標のうち、「県産品愛用推進宣言の店の店舗数」の目標値を「県産品愛用推進宣言の店の新規指定数」に切り替えを行うものです。

理由としましては、平成29年度から「県産品愛用推進宣言の店」の指定方法について、新たな制度を導入予定のため、これまでの目標である年度末現在の「店舗数」から、年度内の店舗数の増加をより適切に把握できる「新規指定数」に切り替えるものです。

続きまして、(3) 取組み内容の記述の修正でございますが、「アレルギー物質対策」の一部記載内容の修正、「食品表示対策」の食品表示法にかかる記載内容の修正、「食品の安全と信頼に関する情報の提供」の一部記載内容の修正、資料編の「岐阜県食品安全基本条例」の改正に伴い修正の4点です。いずれも、現状に即したわかりやすい表現にするために変更するものでございます。

また、その他として、「推進体制（幹事課）の変更」、「薬事法の法律名変更」など、所要の修正を行います。

現時点での中間見直し案の内容についてのご説明は以上となります。

今後の予定としては、前回の協議会の際には9月から10月にかけてパブリックコメントの予定としてご説明させていただいておりましたが、予定を変更しておりまして、本日の協議会で皆様方からのご意見をお伺いした後、12月にパブリックコメントを実施予定としています。パブリックコメントでのご意見を踏まえて、中間見直し最終案を作成し、第3回の食品安全対策協議会で報告させていただきます。その後、3月の県議会を経たのち、県民への公表、県ホームページへの掲載を行います。

平成29年度、30年度については、この中間見直し後の計画に基づいて食品安全の施策を進めてまいります。

事務局からの説明は以上となります。

<梶川会長>

事務局からの報告を受け、皆様からご意見を伺う前に、内容について何かご質問がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

<上林委員>

HACCPについての質問ですが、現在9つの施設が認定を受けているとあるが、この認定とは施設に対して行うものなのか、対象の商品に対して行うものなのか教えてもらいたいです。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

その施設で製造している一部の商品でもHACCP管理をしていれば、その施設とその商品の組み合わせで認定を行っています。施設が製造している商品すべてを認定することも可能ではありますが、商品数が多い場合は必要な準備をするのに時間がかかります。認定を受けている施設から他の品目について追加の申請があればその都度確認をして、追加を行っていくこととなっております。

<梶川委員>

新たに重点施策として追加された「食品廃棄物対策」について担当課としてはどこになるのか教えてもらいたいです。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

生活衛生課と廃棄物対策課が担当課となります。

廃棄物処理法に関しては廃棄物対策課の所管となっております。実際に食品営業施設へ立入検査を行うのは保健所の職員であり、その職員については生活衛生課の所管となります。今回の改正の目玉の一つとして一人の監視員が両方の役割を担うことができるといった点が挙げられます。もし、実際に不適切な事案があれば廃棄物対策課が中心となって対応を行っていきます。

<柴山委員>

資料4のHACCPの対象者として食品営業施設とありますが、製造、加工の業者も含まれるのかを教えてもらいたいです。営業施設というと販売施設に限定されているように感じるがどうなのでしょう。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

営業施設ということで製造、加工、販売を含めたすべてを対象としています。特に岐阜県HACCPでは業種の制限を行っていないため幅広く認定を行っていきます。



<梶川委員>

それでは今回の中間見直しに関しましてのご意見や、期待すること、今後重点を置いて考えていくべきと思われることなど、ご自由に発言いただきたいと思ひます。

<長屋委員>

今回の計画について拝見し、学校給食のアレルギ-対策について、命に関わる問題であるため、栄養士会としても会員の勉強会や家庭への啓蒙活動をさらに積極的に行う必要があると感じました。

<上林委員>

岐阜県HACCPのマークについて一般の認知度がまだ低いと感じているので、県内での認知度を上げてもらいたいと思ひます。今回、県内で廃棄物の事件がありましたが、早急に対策をしていただき、重点施策として挙げられたことはとても心強いと思ひます。ただ、食品というものは県内だけで流通しているものではないので、他県との連携を図り、今回の岐阜県での取り組みを伝えていってもらえるとありがたいです。

<田中委員>

今回の見直しに関して、さまざまな点で実情に即した形で見直しを行っていくことは良いことだと思ひます。岐阜県HACCPのマークが消費者の間でもっと浸透していけば良いと思ひます。

岐阜県として食品の安全と信頼の確保に向けて行っている取組みというのは、一般の消費者の立場では見えてこない部分があるので、一般の消費者とも連携して取組みを行ってもらえれば良いと思ひます。

<高木委員>

知人があるHACCPの認定施設に見学に行った際、機械ではなく手作業による製造を行っていたということで衛生面に不安を感じたようでした。私はその話を聞いたときにその施設がHACCPに認定されていることを知らなかったのですが、衛生的に製造がされていれば必ずしも機械化されている必要はないということが今回わかりました。

以前からHACCPといった言葉は知っていたのですが、国による認定制度であると思ひていました。岐阜県HACCP以外に国の認定するHACCPもあるのでしょうか。また他県で缶詰の中に虫が入っていたと最近ニュースになっていましたが、行政や業者がどのような対応をするのかわかりにくい部分が

ありました。同様の事案があった場合、行政としてどのように対応していくのか教えてください。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

もともと国が食品衛生法に基づき行っている総合衛生管理製造過程承認制度というものがありますが、この制度は特定の食品に限られており、幅広い食品の認定はされてきませんでした。HACCP制度をさまざまな食品に裾野を広げるために全国各地で独自の認定制度を持つ県が増えています。

機械化されていけば必ずしも衛生的というわけではなく、現在手作業で行われている施設もその製造過程の中で衛生面が徹底してあれば、HACCPを取得することができます。

今回の缶詰の中に虫が入っていたというニュースに関しては、通常異物混入が認められた場合メーカーから保健所に相談があります。その後、自主回収を行うということであれば、行政として県民に周知を行います。健康被害の恐れがある場合には積極的に回収に向け指導を行ったり、回収命令を行う場合もあります。

<柴山委員>

食品衛生監視員を増員したということですが、監査に入る際には抜き打ちでの立入をお願いしたいと思います。もし調査に入って、摘発したというような事例があれば食品の流通の経緯についても書面での報告だけでなくしっかりとした把握をお願いしたいです。

各務原市では最近食品リサイクルとして、給食などの残りを堆肥として再利用するといった取組みを行っていると聞いています。できる限り、貴重な食品を無駄にすることが無いように、こういった取組みが広がってほしいと思います。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

岐阜県HACCPのマークの認知度を上げていくことは今後の課題として対応していきたいと思っています。HACCPの認定施設を増やしていき、認知度の向上を図っていきたいと思っています。食品衛生監視員が廃棄物の監視をするといった制度は今年度から始まった制度でありますので、今後より洗練させていきたいと思っています。学校給食のアレルギー対策への取組みについて変更があった点を体育健康課から説明させていただきます。

<原川係長（体育健康課）>

内容について大きな変更はないのですが、より実際の活動に即したわかりやすい表現に変更しました。

#### <道上委員>

HACCPという制度があるということを今まで知らなかったのですが、岐阜県としてこういった取組みを行っているということを今回知れたので良かったです。県としてこういった計画を基に活動をしていることを知ることができたが、一般県民の立場ではなかなか知る機会がないので周知して欲しいと感じました。

#### <国富委員>

食品廃棄物の問題は広域に影響があるものだと思いますので、他県と連携を取りながら問題に取り組んでもらいたいです。

食品廃棄物対策に関して、休業施設の監視を行うということでしたが休業施設の現状はどの程度把握ができるのか教えていただきたいです。また、HACCPの認定に関して、自治体ごとの認定のレベルがバラバラであり岐阜県としてはどの程度のレベルが求められるのか、認定する審査員には資格等あるのか教えてもらいたいです。

#### <野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

食品廃棄物の問題については広域に影響があるため、岐阜県での今回の新たな取組みについては様々な場を利用し他県へ周知を図っていきたいと思います。

休業施設の把握についてですが、岐阜県食品衛生協会に協力いただいております。食品衛生指導員が県下に800名程度おり、それぞれが担当の地区を持っています。それぞれの地区について県が把握できない部分の情報提供をしていただいております。実際、昨年度は協力のもと16件の休業施設の把握ができました。

HACCPの認定に関しては全国で一律というのは難しいと思います。岐阜県としてはHACCPの7原則をもとに認定を行っております。審査員の資格については特定のものはないのですが、ベテランの食品衛生監視員を支援チームのメンバーとし、制度を運用しています。

#### <大野委員>

食品廃棄物対策について監視の強化をしていくよりも、事故があった際に業者に責任を持って申請させ、チェックするような体制の方が簡潔ではないでしょうか。HACCPの認定についてはとてもいいと思いますが、外食などでア

アルバイトなど素人が食品の調理をする方が問題であると感じています。我々市場ではきちんとプロの目チェックをするようにしており、それが食品事故を防ぐことにつながると考えています。より消費者に近い点でのチェック体制の強化もお願いしたいです。

<岩本委員>

施策の方向の双方向のリスクコミュニケーションについて重点施策となっているのはいいと思います。さらに中身について充実させてもらいたいと思います。県の行政としていかに食品の安全を守っていくかがこの計画の中心になると思うのですが、消費者を含めたすべての関係者が自分の身は自分で守るといった考えを持つことが長い目で見て安全・安心を守っていくには必要なことだと感じています。消費者の知識・理解を深めるためにシンポジウム、講習会に参加した消費者の知識の習熟度などの項目があるとよいと思います。

「食品に対する安心感の向上」という言葉は最終的に計画の中に出てくるかどうかを教えてください。安全性の確保、安心感の向上とあるが読み手としては少し分かりにくいかと思います。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

現行の計画の中に「食品に対する安心感の向上」といった文言は入っています。安全な食品を提供しても消費者が安心できるかどうかは別問題であります。消費者自身がどういったものが安全なのか学び、理解して安心感を向上させることが必要であるということで計画に挙げております。

<浅野委員>

岐阜県食品衛生協会には食品衛生指導員がおり、一人当たり30件程度施設を担当して、年に1回監視・指導を行っております。行政と連携をとり、5年に1度の営業許可の更新時と新規開設時に立入に同行しています。今後も県と連携し、食品の安全・安心の確保に尽力していきたいと思っています。

<戸崎委員>

食品廃棄物対策について食品衛生監視員といった専門的な知識を持った方を12名増員したということで、早急に対応してもらえて良かったと思います。今回の事件を受け、主婦の立場としては自ら不安な商品は購入しないなど自己防衛に取り組んでいます。県行政として食品衛生にご尽力いただきありがとうございます。

<梶田委員>

食品廃棄物対策について、早急に対応していただいております。食品衛生監視員の方には一消費者として期待しています。2点質問があるのですが1点目は地産地消の推進の主な事業に現在の計画では「地産地消ネットワーク」という言葉があるのですが、見直し後には無くなっています。地産地消ネットワークの形成に関しては、計画からなくなってしまったのでしょうか。2点目は地産地消の指標においてですが、現在の「県産品愛用推進宣言の店」の店舗数から新規指定数に新たな制度の導入により変更となるということですが具体的にはどういうことでしょうか。

<山田主任技師（農産物流通課）>

地産地消ネットワークという言葉無くしたのではなく、地産地消ネットワークや地産地消キャンペーンを含めて、地産地消運動という言葉に文書表現を変更しました。

<関主事（地域産業課）>

「県産品愛用推進宣言の店」に関しましては現在一度指定されたら、それ以降指定の制限はありません。制度開始から14年が経ち、閉店など指定店の状況も変わってきているため、指定を5年更新制に切り替える予定であります。そのため、指標を純粋に総数ではなく、新規指定数とすることで現状の見直しをしつつ地産地消の推進を図っていきたいと考えています。

<浅野委員>

「県産品愛用推進宣言の店」として指定されるのは要件などがあるのでしょうか。

<関主事（地域産業課）>

それぞれの部門ごとに要件があります。例えば、飲食業では、一年間を通じて県産の米、小麦、そばのいずれかを積極的に使用しているといった要件があります。共通事項としては県産品の愛用に積極的に取り組んでおり、今後も県産品の愛用に取り組んでいくということを書面にて提出いただく点となっております。

<篠田委員>

今朝の報道でも食品の安全にかかわる問題があり、やはり食品の安全を確保していくことは重要であると感じました。

皆様方の意見を聞いて、食品の安全・安心の確保のために一番重要なのは賢い消費者・生産者・販売者になることだと思いました。ただ、知識を深めていくなかで、個人として知識を深めていくことには限界があると思います。行政の役割として、より賢くなろう、知識を増やそうとする人に対して積極的に情報を発信して行ってほしいと思います。

<梶川委員>

委員の皆様からご意見をいただきましたが、他にご意見がある方は見えますか。今回さまざまな観点からいただいた意見をもとに、最終案を完成させたいと思います。それでは事務局へお返しします。

<緒方課長（生活衛生課）>

貴重なご意見ありがとうございました。今回当初本計画を策定した段階では想定をしていなかった食品廃棄物が紛れ込んでしまうといった事案が発生しました。今後さまざまな問題が発生する可能性もありますが、行政として食品の安全・安心を守るということを基本のスタンスとして、臨機応変に対応を行っていきたいと考えております。

今後ともご協力をお願いいたします。

<野池食品安全推進室長（生活衛生課）>

最後に事務局の方からノロウイルス食中毒への対策の情報提供とその他の報告事項について少しお時間をいただき、お知らせしたいと思います。

まず食中毒について情報提供をさせていただきます。資料5をご覧ください。食中毒は気温の高い夏期に多く発生しますが、これからの時期に特に気を付けたいのがノロウイルスによる食中毒です。資料5に、昨年度の食中毒の一覧を載せておりますが、県内の食中毒発生件数の22件のうち、ノロウイルスによる食中毒が12件、全体の54.5%、患者数では全体の75.5%を占めています。表の網掛けの部分がノロウイルス食中毒ですが、11月以降に多発しているのがお分かりいただけると思います。

ノロウイルスは、少量のウイルス量でも発症し、下痢などの症状がなくてもウイルスを持っている場合があります、気づかずに周りの人に感染させてしまったり食中毒の原因となるため十分な注意が必要です。県内では10月以降、ノロウイルスを含む「感染性胃腸炎」の患者報告数が増加し、ノロウイルス食中毒が発生しやすい状況となります。県では必要に応じて「ノロウイルス食中毒注意報、警報」を発令し、県民の方々へ手洗いの徹底などノロウイルス食中毒の発生防止に努めていただくため、注意喚起を行っていきます。

次に、今回資料は御用意しておりませんが、BSEのスクリーニング検査について情報提供をさせていただきます。この件については、第1回当協議会でもお知らせしたところですが厚生労働省ではBSE検査体制の見直しを検討しており、平成27年12月に内閣府・食品安全委員会に対して、現在のBSE検査体制の見直し等を行った場合の健康影響評価について諮問を行いました。

7月の前回の協議会の時点では、食品安全委員会の評価結果案が取りまとめられた段階でしたが、平成28年8月30日食品安全委員会は、「現行のBSEの検査を廃止しても、人への健康影響は無視できる」という評価結果を厚生労働省に答申しています。

現在は48月齢を超える全ての牛についてBSE検査を実施していますが、今後、答申内容に沿って法改正が行われた場合、各自治体における健康牛のBSE検査をすべて廃止し、24月齢以上で運動障害や全身症状のみられる牛のみに対しBSE検査が行われることとなる予定です。

続いてご案内事項でございます。

お手元に食品の安全・安心シンポジウムのチラシを配布させていただいております。今月22日火曜日、13時30分から岐阜県図書館1階多目的ホールにおいて、「輸入食品の安全性について」をテーマに、県、岐阜市が主催、消費者庁が共催し、公益社団法人 日本食品衛生協会公益事業部長である鶴身様にご講演いただく予定です。

ぜひ、お知り合いの方にもお声かけいただき、多くの方に参加していただければと思います。

報告事項については以上となります。

<細川食品安全対策係長（生活衛生課）>

では第2回の食品安全対策協議会を終了します。次回第3回の食品安全対策協議会は2月の開催を予定しております。

委員の皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。